

広報誌の送付について

当組合では加入者向けに、健康情報誌として機関紙「KENPO だより」を年4回発行しており、被保険者のご自宅宛に発送いたします。

◆ 広報誌送付先住所の登録について

1. 健康保険組合に加入時

「被保険者資格取得届」又は「任意継続被保険者資格取得申請書」を申請した際、記載された**住民票と同一**の郵便番号・住所の情報を送付先住所として登録いたします。

2. 住民票の住所を変更した場合

転居やお住まいの住所表示が変更となった場合「被保険者・被扶養者住所登録届（住民票住所）」をご提出ください。

3. 広報誌の送付先として居所住所を登録したい場合

住民票の住所と居所の住所が異なり、広報誌の届け先として居所住所を登録したい場合、「被保険者住所登録届（居所住所）」をご提出ください。

◆ 広報誌配送の停止または再開をご希望の場合

広報誌配送の再開または停止をご希望される方は「広報誌再開・停止届」を提出ください。

◆ 注意事項

※ 海外には送付できません。（海外の住所は登録できません）

※ 資格を喪失された方については、広報誌も自動で停止となる為、停止届の提出は不要です。

※ 住所変更の締め切りのタイミングにより次回広報誌発送分への反映が間に合わない場合がありますのでご了承ください。（「KENPOだより発行予定表」を参照してください。）

【お問い合わせ先】 住所・居所の登録・変更について…適用課 03-3834-7213
広報誌の再開・停止について…企画課 03-3834-7211